

東郷町制50周年記念冠事業取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本町の町制施行から50周年を迎えるに当たり、町制50周年記念に寄与すると認められる事業における町制50周年記念の冠及びロゴマーク等の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、冠事業とは、町以外が主催する事業のうち、東郷町制50周年を記念する旨をその事業の名称に冠して実施する事業をいう。

(冠称の表記)

第3条 冠称の表記は、「東郷町制50周年記念」又は「東郷町制50周年記念事業」とする。

(対象事業)

第4条 冠事業の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものであって、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間に実施されるものとする。

(1) 東郷町制50周年記念事業基本方針に沿った事業

(2) 東郷町制50周年を盛り上げる効果があり、町民の誰もが参加できる事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は対象としない。

(1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的に利用されるおそれがある事業

(2) 特定の個人・団体その他特定のものを宣伝し、支持し、又は援助するおそれがある事業

(3) 営利を目的とし、又はそのおそれがある事業。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(4) 公序良俗に反するおそれがある事業

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めた事業

(事業の申請)

第5条 冠事業を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は当該事業開催日の30日前までに東郷町制50周年記念冠事業承認申請書（様式1）により、

町長に申請し、承認を受けなければならない。

(事業の承認)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、東郷町制50周年記念冠事業承認等通知書(様式2)により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により冠事業の承認を受けた者(以下、「事業者」という。)は、次に掲げる支援を受けることができる。

(1) 第3条に定める冠称の使用

(2) 「東郷町制50周年記念ロゴマーク」(以下「ロゴマーク」という。)の使用

(3) 町ホームページ等による事業内容の周知

(ロゴマークの使用)

第7条 ロゴマークを使用しようとする者は、別に定める使用基準に従わなければならない。

(事業内容の変更等)

第8条 冠事業の承認を受けた者(以下、「事業者」という。)は、当該冠事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに町長に東郷町制50周年記念冠事業変更(中止)届(様式3)により、その旨を届出なければならない。

(承認の取消し)

第9条 町長は、冠事業が第4条第2項各号に掲げる事業に該当すると認めるときは、当該承認を取消すことができる。

2 前項の規定による冠事業の承認の取消しにより損害が生じた場合は、町は、その損害を賠償する責めを負わない。

(実績報告)

第10条 事業者は、当該冠事業の終了後30日以内に東郷町制50周年記念冠事業実績報告書(様式4)を町長に提出しなければならない。

(紛争等の解決)

第11条 事業者は、冠事業に関して第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任において解決するものとし、町は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責

任を一切負わないものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、冠事業の取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年3月1日から施行する